



# 家具転倒防止器具等を

# 無料で支給・取付けます

近年発生した地震による負傷原因の30%～50%は、家具類の転倒・落下が原因です。

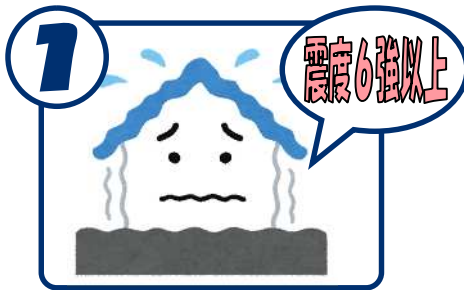
市では地震による被害の防止・軽減を図る取り組みとして、家具転倒防止器具等の無料支給・取付を行います。

対象となる方は、ぜひこの機会に、ご自宅の防災対策の手始めとして活用してみてください。



## 支給対象

市内に住所を有し、次の1～3のいずれかに該当する世帯。



立川断層帯地震で震度6強以上が想定される次の地域にお住いの世帯(※)



満65歳以上の方のみの世帯(市内全域対象)



次のいずれかを交付されている方がいる世帯

- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

(市内全域対象)

### ※①の対象地区

地区	丁目	地区	丁目
駒木町	2～3丁目	和田町	全域
長淵	1～5丁目、8～9丁目	富岡	全域
友田町	全域	小曾木	1～2丁目、4～5丁目
千ヶ瀬町	1～3丁目	成木	1～2丁目
吹上	全域	東青梅	全域
野上町	全域	師岡町	全域
大門	全域	新町	全域
塩船	全域	末広町	全域
谷野	全域	河辺町	全域
木野下	全域	藤橋	全域
今寺	全域	今井	全域
畑中	3丁目		

受付は令和8年6月1日(月)から開始！  
受付は**先着順**。予定数量に達し次第、終了します。  
申込方法等の詳細は、最終ページをご覧ください。

過去に支給を受けたことがある世帯は**対象外**になります。



# 家具転倒防止器具 合計150ポイント以内でお選びください



## 突っ張り棒

◎釘やネジを使わず、家具を傷つけることなく簡単に取り付けられる器具です。

※高さが35・50・80cmの場合は1つ上のサイズをお選びください。(2本1組)



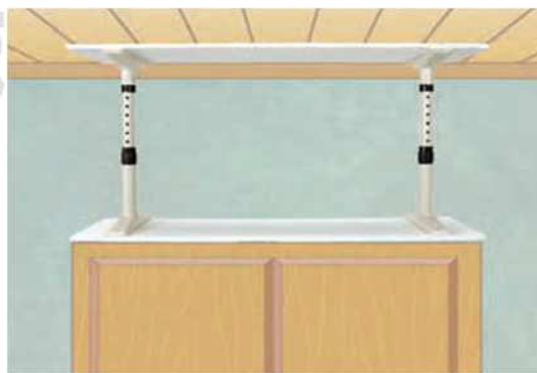
家具から天井までの高さ	品番	ポイント数	色
25~35cm	ML-35	60	茶・アイボリー
35~50cm	ML-50		
50~80cm	ML-80		
80~110cm	ML-110	65	



## 突っ張り棒補強あて板

◎突っ張り棒の上下をあて板ではさんで箱型構造にすることにより効果を高めます。

※状況により、あて板をしても効果が得られない場合があります。(2枚1組)



※突っ張り棒と突っ張り棒補強あて板を組み合わせた場合のイメージ。



## 冷蔵庫ストッパー



◎冷蔵庫を移動させずに粘着テープで壁面に固定、強力なゴムベルトが地震の衝撃を緩和して転倒を防ぎます。(2本1組)



## 不動王T型固定式



◎超発泡ダンパーが地震動を吸収し、家具の転倒を防ぎます。家具や壁を傷つけずに簡単に取付けることができます。(2個1組)



## 薄型テレビ用 耐震シート



◎液晶モニターや薄型テレビの下に敷くことで、転倒・落下を防ぎます。(6枚入り)

## キャビネット・ ロッカー連結用



◎分離した家具類を強力な粘着力で接続、地震による転倒を防ぎます。(4枚入り)



## ふんばる君



◎家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性に優れた形状の転倒防止板です。(2本入り)

## ベルト式 耐震金具



◎地震などによる家具の転倒を防ぐベルト式耐震金具です。(2本1組)

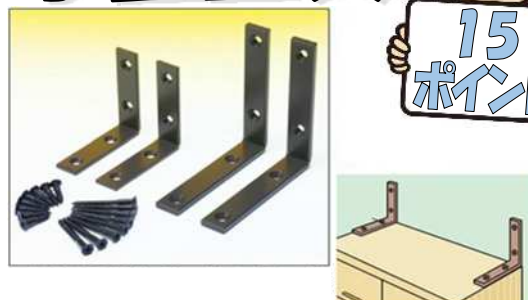


## とびらロック



◎ネジで食器戸棚などの扉に取付け、丈夫なクサリで揺れによる扉の開放を防止し、食器類の飛出しを防ぎます。(2組入り)

## L字型金具



◎L字型の金具とネジで、タンスや食器棚等の木製家具を壁に固定して転倒を防止します。(2組入り)

## 受付期間

①窓口受付	令和8年6月1日（月）～令和8年12月25日（金） ※土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時
②郵送受付	令和8年6月1日（月）～令和8年12月31日（木）消印有効

## 申込方法

1



### ①窓口での受付

必要事項を記入した申請書を下記窓口までお持ちください。

【受付窓口】市役所5階 防災課

【受付時間】午前9時から午後5時※

※土・日曜日、祝日、年末年始除く

2



### ②郵送での受付

付属の申請書をよく読み、必要事項を記入の上、下記の送付先に送付してください。

【送付先】

〒198-8701

青梅市 東青梅 1-11-1

青梅市役所 防災課 危機管理係 宛

## 支給決定および支給方法

申請内容を審査の上、支給の可否を決定し郵送により通知します。

市委託業者が器具等をご自宅までお届けし、全て取付けを行います。

## 申請時の注意事項

- ・当事業は、支給から取付けまで行います。器具等のお届け、取付けは、委託業者(市で発行した身分証明書を携行)が行うため、ご自宅内に立ち入らせていただきますのでご承知ください。
- ・器具等の支給のみの申請は、受け付けておりません。
- ・器具等を取付けると家具等は地震の際に転倒しにくくなりますが、地震の規模や家屋の状況によっては効果が得られないこともあります。万一家具等が転倒した場合、市では責任を負いかねますのでご注意ください。
- ・天井、壁、床、家具類の状況によっては取付けができない場合がありますので、十分確認の上、申請してください。
- ・器具によっては、家具や壁面等に穴が開きます。あらかじめご承知置き頂くとともに、賃貸住宅等にお住まいの方は、あらかじめ家主、住宅管理者の承諾を得て、取付けが可能であることを確認してから申請してください。
- ・器具等は現状のまま取り付けます。壁、天井、床および家具類に対する補強工事は行いません。

問合せ先 青梅市 防災課・高齢者支援課・障がい者福祉課

電話番号 0428-22-1111（代表）

内線：防災課(2503)・高齢者支援課(2157・2158)・障がい者福祉課(2131)